

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月31日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第16号

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「カリキュラム開発支援センター」を  
「カリキュラム開発支援センター  
教員養成支援室」に改める。

第2条第2項中「主事を」の右に「，教員養成支援室」を加える。

第4条指導室の款第2号中「児童」を「幼児，児童」に改め，同款カリキュラム開発支援センターの項の次に次の1項を加える。

教員養成支援室

- (1) 教員養成に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 教員養成に係る支援に関すること。
- (3) 教員養成に係る大学その他関係機関との連携に関すること。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)